

裾野市立千福が丘小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定にあたって

いじめ防止対策推進法2条では、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、インターネットの普及に伴い、スマホ・携帯などのSNSの使い方によっては、いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうることとなっている現状もあります。そのため、全ての子どもに向けた対応が求められています。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

<いじめ防止対策委員会（以下、委員会）>

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係職員

<拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）>

構成員：いじめ防止対策委員、PTA会長・副会長、スクール・カウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員、裾野警察署員

3 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

ア 道徳教育・学級活動の推進

特に、生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことにより、生命あるもの全てに対する感謝の心や思いやりの心を育み、互いに尊重し信頼し合う人間関係をつくることのできる判断力や実践意欲を育てる。そして、道徳の授業では子ども自らがいじめについて考え、議論する場や機会をつくり、日常生活でも自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てる。

イ 研修の推進

本校の研修主題「共に学び合う子どもを育てる」は、子どもたちが友達と関わり合いながら課題を追究することで、個々の学びの充実を図ることを目指している。教職員は、常に人権教育や道徳教育を意識しながら、自己有用感・自己肯定感が高まる授業を行う。そのような授業や日常生活を通して、自分だけでなく他人の理解を深め、よりよい人間関係づくりができるような子どもを育てる。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

縦割り活動やペア活動の実施（特別活動）

- ・縦割り班を編成し、遊びや遠足を行い、異年齢での自己の役割を認識するとともに、自己有用感を高める場を設ける。

(3) 保護者や地域への啓発

ア P T A 総会・役員会での報告

- ・アンケート結果や学校の様子について、役員会などで報告する。
- ・学級懇談会で「いじめ防止基本方針」について説明し、理解と協力を得る。

イ 保護者・地域への周知

- ・学校だよりにスクール・カウンセラーや特別支援巡回相談員の来校日、教育相談日を掲載し、情報提供や相談がしやすいようにする。月1回の教育相談日は、児童についての悩みや出来事を話し合う機会とし、担任だけでなく、学校職員の誰にでも話ができるという雰囲気をつくるよう職員全員で心掛ける。

ウ 学校の様子を発信

- ・学校・学年だよりやホームページで、学校の様子をできるだけ発信し、家庭や地域で子どもとの会話の話題にしてもらう。

(4) いじめに関する教職員の研修

ア いじめ防止研修

国立教育政策研究所生徒指導リーフレット「いじめのない学校作り」などを活用し、いじめ防止の研修を年間計画に位置付ける。

イ いじめ防止対策委員会の活用

生徒指導や人権等の担当から、具体的な事例等を研修する機会を設ける。

ウ 「児童理解研修」の実施

気付いたあられを情報交換し、年間を通して子ども一人ひとりの実態をとらえられるように努め、継続してその子に合った対応を話し合う検討会をもつ。

(5) いじめの早期発見・早期対応

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、校内で速やかに情報を共有する。いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することを常に念頭に置く。

ア アンケートの実施

- ・生活アンケートの実施〈月1回〉
- ・実施後集計し、集計結果をもとにいじめ防止対策委員会で、対策を検討する。担任を中心に、きめ細かい配慮や指導ができるように協力する。いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）止んでいる状態が継続し、本人及び保護者に対する面談により、いじめがなくなり心身の苦痛を感じていないと確認されるまで対応を続ける。委員会で随時報告を行うようにする。
- ・学校評価に、いじめ防止の取組を達成目標として位置づける。

イ 担任による教育相談の実施

- ・年1回以上実施する。（4月・必要に応じて実施）

ウ スクール・カウンセラーによる教育相談の実施

- ・年1回実施する。
- ・担任への報告と相談
- ・必要に応じていじめ防止対策委員会を設ける。

エ 児童理解研修の実施

- ・子どものあらわれと対応を協議して共有し、全職員で子ども理解に努める。
- * いじめの相談窓口（千小教職員）を設け、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域と連携し、いじめを受けた子どもや報告した子どもの立場を守る。

オ 家庭との連携

- ・保護者の管理下でスマホ等を使用する。

(6) いじめに対する措置

ア いじめの情報を受けた場合、直ちに委員会を開く。生活アンケート結果については、教職員で情報共有する。

イ いじめが確認された場合は、早期に事実確認を行い、裾野市教育委員会に報告する。いじめをやめさせ、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援を行う。また、いじめを行った子どもとその保護者に対し指導助言を行う。

ウ いじめられた子どもへの対応

いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるように配慮する。解消後には見守りや面談を行う。

エ いじめた子どもへの対応

- ・毅然とした態度で指導にあたり、いじめは許されることではないことを自覚させ、深い反省を促す。
- ・継続的に指導・助言し、再発防止に努める。

オ いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で、争いが起きることのないよう、情報を共有するなど必要な措置を行う。

(7) 重大事態への対処

ア 調査

重大事態が発生した場合には裾野市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調

査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。この際、因果関係などの特定を急がないよう十分留意する。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

イ 各対応

(a) 児童対応（担当：生徒指導主任）

- ・臨時全校集会等の開催

いじめられた子どもを徹底して守り通すという共通理解のもと、全校の子どもが安心して学習活動に取り組むことができるよう配慮する。

(b) 保護者対応（担当：教頭・生徒指導主任）

- ・臨時保護者会の開催

保護者会で伝える内容は、いじめを受けた保護者と十分相談したり、市教育委員会の指導を受けたりしながら吟味する。また、保護者や子どもたちの不安をあらわさないよう留意する。

(c) 報道機関対応（担当：教頭）

個人情報保護への配慮上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については、連鎖の可能性があることなどをふまえ、報道の在り方に特別な注意が必要であり、市教育委員会に指導を仰ぎながら、WHO による自殺報道への提言を参考にする。

(d) 警察対応（担当：教頭）

子どもの生命、身体また財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに裾野警察署に通報し適切に援助を求める。